

《判例研究》

生命保険契約に付帯する災害死亡給付特約に
おける免責事由たる「重過失」該当性と
保険約款変更の黙示の合意

(平成29年10月23日東京地裁民事第33部判決, 平29(ワ)2513号
保険金請求事件, 一部認容, 控訴(後和解), 判タ1454号227頁¹⁾)

山下典孝

【事実の概要】

本件は, AがY保険会社との間で締結した生命保険契約(以下「本件保険契約」という。)の保険金受取人であるX1及びX2(いずれも原告でありAの子, 以下「Xら」という)が, Aが, 居住するマンション(以下「本件マンション」という。)の8階吹き抜け部分から階下に転落した事故(以下「本件転落事故」という)により死亡したため, 災害死亡保険金の支払事由が発生したとして, Y保険会社から保険事業を承継したY生命保険株式会社(被告, 以下共に「Y社」という)に対し, それぞれ, 災害死亡保険金2500万円及びこれに対する支払期日の翌日と主張する平成28年1月26日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

Aは, 平成6年7月1日, Y社との間で, 本件保険契約を締結し, 所定の保険料を支払った。本件保険契約には, 災害死亡給付特約(以下「本件特約」という。)が付帯されており, また, 無配当平準定期保険普通保険約

1) 本件の先行研究として, 堀伸夫「判批」共済と保険2019年9月号24頁(2019年)がある。

生命保険契約に付帯する災害死亡給付特約における免責事由たる「重過失」該当性と保険約款変更の黙示の合意(山下)

款(以下「本件約款」という。)が適用される。本件保険契約の内容は、①保険種類を平準定期保険、②責任開始日を平成6年6月21日、③被保険者A、④保険金受取人をXら(分割割合5割)、⑤保険金額(a)主契約による死亡保険金5000万円(b)本件特約による災害死亡保険金5000万円である。

本件特約には、災害死亡保険金支払事由につき、下記のとおり定めがあった。

第1条(災害保険金の支払)

(1) 災害死亡保険金

保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)

被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき

①この特約の責任開始(かっこ内略)時以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき

(以下略)

保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)

次のいずれかにより支払事由に該当したとき

①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失(以下「本件免責事由」という。)

(以下略)

第5条(災害保険金の請求、支払時期および場所)

1項 災害保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または災害保険金の受取人は、ただちに会社に通知してください。

2項 支払事由が生じた災害保険金の受取人は、すみやかに必要書類(別表I-(I))を会社に提出して災害保険金を請求してください。

3項 前2項のほか、この特約による災害保険金の請求、支払時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払時期および場所に関する規定を準用します。

ウ 本件約款の定め(乙1)

本件約款には、保険金の支払時期及び支払場所につき、下記のとりの定めがあった。

第9条

保険金は、事実の確認その他の事由のため特に時日を要する場合のほかは、必要書類が会社の日本における主たる店舗に到達してから5日以内に会社の日本における主たる店舗で支払います。

エ 保険法施行に伴う変更特約の定め

本件保険契約に関して存在する「保険法施行に伴う既契約条項の変更特約」(以下「本件変更特約」という。)には、下記のとりの定めがあった。

第2条(契約条項の変更)

1項 この特約を既契約に付加した場合、次の各号に定める事項について、契約条項の規定の存否およびその内容にかかわらず、第3条から第8条までの規定および第15条の規定をそれぞれ適用するものとします。(以下略)

1号 保険金、給付金、年金または一時金等(名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。)の支払時期等に関する事項
(以下略)

第3条(保険金等の支払時期等に関する事項)

1項 保険金等は、必要書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の日本における主たる店舗で支払います。ただし、契約条項の保険金等の支払時期に関する事項において、「5日以内」とある場合には、本文の規定にかかわらず、その期限を優先して適用します。

2項 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断等を含みます。)を行ないます。この場合

生命保険契約に付帯する災害死亡給付特約における免責事由たる「重過失」該当性と保険約款変更の黙示の合意(山下)

には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1号 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
(以下略)

3項 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(カッコ内略)を経過する日とします。

1号 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、書面の方法に限定される照会 60日
(以下略)

Aは、本件転落事故発生当時、10階建ての本件マンションの802号室(以下「本件部屋」という。)に居住していた。本件部屋の玄関ドア前ポーチ部分は専有部分となっており(以下「本件専有部分」という)、エレベーター前廊下(共有部分)とは、アルミ製門扉で区切られている。本件専有部分の広さは、幅(東西方向)1.25メートル、長さ(南北方向)2.90メートルである。本件専有部分の北側の端には、横1.25メートル、床からの高さ1.12メートル、厚さ15センチメートル程度のコンクリート製の壁(以下「本件壁」という。)がある。その上は、横1.25メートル、高さ1.16メートルの空洞となっている(以下「本件空洞部分」という)。

本件転落事故の発生前から、本件空洞部分には、突っ張り棒が、垂直方向と水平方向にそれぞれ2本ずつ設置されていた(以下、水平方向の2本の突っ張り棒のうち、低い方に設置されているものを「棒①」、高い方に設置されているものを「棒②」といい、垂直方向の2本の突っ張り棒のうち、西側に設置されているものを「棒③」、東側に設置されているものを「棒④」という。また、棒①と棒③が交差する部分を「a部分」、棒①と棒④が交差する部分を「b部分」、棒②と棒③が交差する部分を「c部分」、棒②と

棒④が交差する部分を「d部分」という)。a部分、b部分、d部分及びc部分に囲まれた部分(以下「本件囲繞部分」という。)の大きさは、横約80センチメートル、高さ約60センチメートルである。本件マンションの1階には屋内駐車場があり、その屋根部(中2階)から10階までの部分は吹き抜けとなっており、本件空洞部分とつながっている。

Aは、本件転落事故の発生日よりも前に、木製のラティス(目隠し、風除けなどのために使用するフェンス。横91センチメートル、高さ1.8メートル、厚さ3.2センチメートル。以下「本件ラティス」という。)を、本件空洞部分を覆うように、支柱代わりの棒①ないし棒④に結びつけて設置した。

Aは、平成27年11月23日頃、本件専有部分において、本件ラティスを棒①ないし棒④から取り外し、本件部屋の玄関ドアの反対側の壁に立てかけた。Aは、同日頃、本件空洞部分から本件マンションの吹き抜け部分の地面(中2階)に転落し、多発外傷により死亡した(本件転落事故)。

本件マンションの管理人であるBは、平成27年11月24日午前9時頃、本件マンションの巡回を兼ねて清掃をしていたところ、本件専有部分に、片面式(上枠付き、3段ステップ)の脚立(以下「本件脚立」という。)が置かれ、本件ラティスが壁に立て掛けてあるのを発見した。近くに居住者の姿が見当たらなかったことから、本件空洞部分から階下を覗いたところ、中2階部分にうつぶせの状態で出血していたAを発見し、110番通報した。

Xらは、遅くとも平成28年1月14日までに、Y社に対し、保険金支払請求書等の本件約款上の必要書類を提出して、本件転落事故に関する保険金の支払を請求した。

Y社は、平成28年1月21日付けで、Xらに対し、本件保険契約の主契約による死亡保険金として、5000万円を支払ったが、本件特約による災害死亡保険金については、本件免責事由があるとして支払わなかった。そこで、XらがY社に対して災害死亡保険金の支払を求めて提訴した。

本件訴訟において、Y社は、Aには本件転落事故の発生について重大な

生命保険契約に付帯する災害死亡給付特約における免責事由たる「重過失」該当性と保険約款変更の黙示の合意(山下)

過失があるから本件免責事由がある旨を主張して災害死亡保険金の支払義務を争った(争点1)。

また本件訴訟では、Y社が災害死亡保険金の支払義務を負う場合の支払時期についても争われた(争点2)。本件保険契約の約款上は「事実の確認その他の事由のため特に時日を要する場合のほかは、必要書類が会社の日本における主たる店舗に到達してから5日以内に支払う」旨の定めがあったが、Y社は本件変更特約を付加する旨の通知をAに発送し、黙示の合意が成立した旨主張し、支払期限は本件変更特約の定めにより、必要書類が会社に到達した日の翌日から60日以内あるいは45日以内であると主張した。他方、Xらは、①黙示の合意はないこと、②約款変更の要件を満たさないこと、を理由に支払期限は変更されておらず、本件約款では、災害死亡保険金の支払期限は、必要書類が保険者に到着した日から5日以内と定められており、Xらは、遅くとも平成28年1月21日までに、Y社に対し、本件約款上の必要書類を送付し、Y社はそれを受領したから、災害死亡保険金の支払期限は、遅くとも同日から5日後である同月25日である、と主張した。

【判旨】

「 2 争点1(本件免責事由の有無)について

(1) 本件転落事故直前のAの作業態様について

本件転落事故の発生を直接目撃した者はおらず、本件転落事故の事故態様を直接裏付ける証拠はない。本件転落事故直後の状況に係る認定事実(1)ないし(6)によれば、本件転落事故直前のAの作業態様については、以下のとおりであったものと認められる。

まず、本件転落事故発生前から、本件空洞部分にある棒①ないし棒④は、a部分ないしd部分で、白いビニールひもと結束バンドで固定され、本件ラティスは、棒①ないし棒④を支柱代わりとして設置されていたところ、本件転落事故直後、本件専有部分の床面には、白いビニールひもと結束バ

ンドが置いてあり、取り外された本件ラティスが壁に立て掛けてあった。そして、Aは、利き手である左手に、はさみを持った状態で発見された。また、原告X1も、Aは棒①ないし棒④をビニールひもで縛り直す作業中に誤って転落したものと思われる旨述べている。これらのことからすれば、Aは、本件転落事故直前、a部分ないしd部分を固定しているビニールひもや結束バンドを、はさみを使って切断し、棒①ないし棒④や本件ラティスを固定し直す作業を行おうとしていた又は実際に行っていたことがうかがわれる。

……Aの身長が143センチメートルであり、棒①ないし棒④の固定部分であるa部分ないしd部分のうち、下側にあるa部分とb部分は、いずれも、本件専有部分の床から約1.43メートルの位置にあることからすれば、Aは、a部分又はb部分のみに係る作業であれば、本件専有部分の床面に立って手を伸ばして行うことが可能であった。これに対し、本件部屋内で使用されていた本件脚立が、本件部屋の外側である本件専有部分に、足を開いた状態で置かれていたことからすれば、Aは、本件部屋からあえて本件脚立を持ち出して、使用できるように設置し、本件専有部分の床面に立ったままでは行うことができない高さでの作業(具体的には、c部分又はd部分の作業ということとなろう。)を行おうとしていた又は行っていたものと思われる。

……以下のとおり、Aが被告が主張するような危険な態様で作業を行っていたとまで認めることはできない。

(ア) まず、Aは、利き手にはさみを持った状態で発見されたことからすれば、a部分ないしd部分を固定しているビニールひもや結束バンドを、はさみで切断しようとしていたことがうかがわれる。そして、その作業内容からすれば、通常は重心を吹き抜け部分側に乗り出さずとも作業は可能であろうから、わざわざ転落に至るほど、身体の重心を吹き抜け部分側に傾けるといような危険な体勢で作業を行うとは考えがたい。また、本件において、はさみで切断することができる部分が吹き抜け部分側にしかな

生命保険契約に付帯する災害死亡給付特約における免責事由たる「重過失」該当性と保険約款変更の黙示の合意(山下)

いなど、あえてそのような体勢で作業しなければならないような事情を認めるに足りる証拠もない。

かえって、認定事実(5)のとおり、実際に、本件転落事故後、平成28年10月1日の時点において、a部分ないしd部分を固定しているビニールひもの結び目は、いずれも、本件専有部分側にあったことからすれば、Aは、ひもで固定する際も、転落に至るほど身体の重心を吹き抜け部分側に傾けるような体勢で作業をしていなかったことがうかがわれる。

(イ) また、本件マンションの構造及び本件ラティスの設置目的に関する原告X1の発言内容からすれば、本件専有部分は、日頃から、強い風が吹き込む状態であったといえる。そして、本件転落事故直前、本件空洞部分には本件ラティスは設置されておらず、強い風を遮蔽するものがなかった。

とすれば、そのような強い風の影響で、突発的に、Aの重心が吹き抜け部分側へ傾き、転落した可能性も十分に考えられる。

(ウ) したがって、Aが実際に本件圍繞部分から吹き抜け部分の地面に転落したことを捉えて、転落の直前に、Aが被告の主張するような態様で作業をしていたとまで認めることはできない。

なお、本件転落事故当時の本件脚立の位置に関し、本件写真1、本件写真2のいずれであったかについて当事者間に争いがあるが、仮に、被告が主張する本件写真1の位置であったとしても、上記判断が左右されるものではない。

(2) まとめ

……Aは、被告が主張するような態様で作業を行っていたものとは認められない。

なお、被告が主張するような態様でない作業であっても、本件圍繞部分から転落する危険性がないとはいえないが、当時のAの年齢や身体能力等を考慮しても、危険性が著しく高いとまではいえず、また、本件転落事故当時、Aが飲酒や薬物を摂取していた節もうかがわれぬこと等諸般の事

情を考慮すれば、本件転落事故の発生について、Aに重大な過失があるとまでは認められない。

よって、本件免責事由があるとはいえない。」

「 3 争点2 (本件における災害死亡保険金の支払期限) について

(1) 黙示の合意の成否について

前提事実(2)及び認定事実(7)のとおり、被告は、平成22年4月1日に施行された保険法に沿った保険事業の取扱いを実現するため、本件変更特約を新設した。

また、被告は、Aに対し、本件変更特約とその内容の具体的説明及び異議を述べることができることとその連絡先を記載した文書を送付し、ホームページ上にも文書を掲載した。Aは、遅くとも、平成22年1月25日までに、それらの文書を受領したが、その後、異議を述べずに、被告に対する保険料の支払を続けた。

前提事実(2)のとおり、本件変更特約は、本件約款では単に『事実の確認その他の事由のため特に時日を要する場合』となっていた要件について、事実確認のために必要となる調査事由及び調査先の対応ごとに、具体的に災害死亡保険金の支払期限を定めたものである。保険金の支払に際し、適切な調査の上、支払事由の有無の確認が必要とされるのは当然であるところ、調査事由及び調査先の対応ごとに具体的な支払期限を定め、明確化することは、契約者であるAにとっても利益があるといえる。

上記のとおり、Aが本件変更特約付加についての異議を述べず、保険料の支払を続けていることに加え、本件変更特約新設の目的、本件変更特約の内容からして、変更の必要性、相当性が認められること及び適切な方法により周知が図られていることからすれば、被告とAとの間には、本件変更特約により災害死亡保険金の支払期限を変更することについて、黙示の合意があったものと認めるのが相当である。

(2) 支払期限について

そして、……本件において、被告は、本件転落事故の発生原因に関する

生命保険契約に付帯する災害死亡給付特約における免責事由たる「重過失」該当性と保険約款変更の黙示の合意(山下)

調査として、Aの既往歴等について、医療機関であるP病院及びQ総合病院に問い合わせたところ、いずれの担当者も、文書での回答をすると述べたものである。

したがって、本件は、本件変更特約3条2項1号の保険金等の『支払事由に該当する事実の有無』の確認のため、同条3項1号の『医療機関または医師に対する照会のうち、書面の方法に限定される照会』が『不可欠』な場合に該当するから、支払期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日から起算して60日を経過する日となる。

……原告らから提出された本件約款上の必要書類は遅くとも平成28年1月14日までに被告に到達しているから、本件特約による災害死亡保険金の支払期限は、その日の翌日である同月15日から起算して60日を経過する日、つまり、同年3月14日となる。」

【検討】

1 本件の争点

本判決は、①被保険者であるAの本件墜落事故がAの重過失によるものであるとして、保険者であるY社の重過失免責が認められるか(争点1)、②2010年4月1日施行の保険法(平成20年6月6日法律56号)に対応するためY社において、保険法施行前に締結された生命保険契約(以下「既契約」という)に保険法の一部に対応した約款変更特約を適用することの合理性が認められるか(争点2)、がそれぞれ争点とされている。以下、各論点について検討する。

2 重過失の意義²⁾

(1) 現行の約款の状況

本件特約は傷害保険契約である。生命保険会社を取り扱う傷害保険契約

2) 重過失の意義とは別に本件免責条項の故意の意義をめぐって、故意には確定的故意以外に未必の故意を含めるのか、傷害の故意を有していたが、予期しない死亡という結果が生じた場合、本件免責条項の適用があるか、さらに死亡ではなく

に適用される約款においては、本件免責事由と同様に被保険者の故意又は重過失が保険者の免責事由とされている。損害保険会社が引き受ける傷害保険契約では保険法施行前に契約においては重過失免責が設けられていない時期のものがあったが、保険法施行後の契約においては重過失免責条項が設けられている。

(2) 学説の状況

重過失の意義をめぐり、学説等においては、①重過失とは注意を著しく欠いていることをいうとする見解³⁾、②重過失による事故招致が免責事由とされている理由は、故意の立証が困難である事案が多いからであるとして、重過失は故意に準ずる狭い範囲に限定して解釈すべきとして、故意に準ずる注意義務の欠如等と説明する見解⁴⁾、③重過失の核となる概念は著しい注意欠如の状態を指すものと解すべきであり、それで足りると解する見解⁵⁾、④ほとんど故意に近いという言い方自体により重過失の成否の判断が容易になる、明確になるわけではなく、それよりは重過失の肯定されるバーは高く、一般人であってもこの重要性に関する判断の誤りをするのはまずあり得ないといえるような場合でなければ重過失は肯定できず、裏返せば、一般人でもひょっとしたらこのような判断の誤りをするかも知れないような事情がある場合には重過失は否定される程度に理解すべきとする見解⁶⁾、等が主張されている⁷⁾。

重度後遺障害や後遺症の結果だった場合には死亡と同様に解するのか等の議論がある。この問題については、山下典孝「判批」法律のひろば72巻8号67頁以下(2019年)参照。

3) 中西正明『生命保険法入門』227頁(有斐閣, 2006年)。
 4) 江頭憲治郎『商取引法第八版』468頁(弘文堂, 2018年)。
 5) 竹濱修「損害保険における保険事故招致免責」竹濱修=木下孝治=新井修司編『中西正明先生喜寿記念論文集保険法改正の論点』190頁(法律文化社, 2009年)。
 6) 山下友信「人保険と重過失による告知義務違反」大塚龍児先生古稀記念論文集刊行委員会編『民商法の課題と展望』274頁(信山社, 2018年)。
 7) 学説の概要に関しては、竹山拓「判批」保険事例研究会レポート326号5-8頁(2019年)、山下典孝編『スタンダード商法Ⅲ保険法』154-155頁〔深澤泰弘〕(法律文化社, 2019年)参照。

(3) 判例・裁判例の状況

まず、民法上の重過失の意義に関して、積荷に関する海上保険契約における重過失に関する大判大正2年12月20日民録19輯1036頁は、重大な過失とは相当の注意をしなくとも容易に有害の結果を予見することができるのに漫然看過したというようなほとんど故意に近い注意欠如の状態をいう、とする。

失火責任法の重過失に関する最判昭和32年7月9日民集11巻7号1203頁は、前掲・大判大正2年12月20日を参照し、「ここにいう重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当する」とする。

次に、生命保険共済契約の災害割増特約における重過失免責が問題となった最判昭和57年7月15日民集36巻6号1188頁は、「商法641条及び829条にいう『重大な過失』と同趣旨のものと解すべき」としたが、重過失の意義については言及していない。また生命保険契約の傷害特約等における重過失免責が問題となった最判平成4年1月21日文研判例集7巻2頁も重過失の意義について言及はされていない。以上の通り、保険法及びそれを敷衍する約款等における重過失免責の意義について最高裁の立場は明確ではない。

近時の下級審裁判例においては、①通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過したような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態とするもの⁸⁾、②故意と同視すべき程度の甚だしい過失のみに限定すべきではなく、故意及び重大な過失が免責事由とされた実質的な趣旨は、保険契約当事者間の信義則違反にあると解

8) 東京地判平成29年12月1日自保ジャーナル2018号162頁。

されるから、一般人を基準として、保険金請求権者が、保険契約に基づき保険金の請求を行うことが信義則に反するといえるような著しい不注意が認められる場合でないかぎり、保険者は、保険契約に基づく保険金支払義務を免れないと解すべきもの⁹⁾、③重過失免責の趣旨を故意免責の趣旨と同様に、保険契約者等が故意または重過失によって保険事故を招致することは、契約当事者に求められる信義誠実の原則に反するものであり、社会的にも許されない公序良俗に反するものであるという点にあると解し、重過失の意義に関して、ほとんど故意に近い著しい注意義務違反によって当該保険事故(傷害)を招致した場合のみならず、その注意義務違反が極めて悪質重大なものであったり異常無謀なものであったり反社会的なものであったりするために当該保険事故(傷害)を自ら招致したのも同然であると評価し得る場合を含む(このような場合にまで保険金請求を行うことや保険金支払を行うことは、信義誠実の原則や公序良俗に反する。)ものと解するもの¹⁰⁾、④通常人に要求される程度の相当の注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意の欠如した状態をいうとするもの¹¹⁾、⑤注意義務違反の程度が著しいものをいうと解すべきであるとするもの¹²⁾、⑥「重過失に該当するか否かについては、保険契約者又は被保険者が事故発生につきどの程度注意欠如の状態にあったかのみによって決すべきではなく、事故発生に至るまでの一連の行為やそれらの行為の目的を含めて、故意によって事故を招致したと同視し得る程度に社会的な非難が可能か否かなどを総合的に斟酌して決する

9) 横浜地判平成27年10月1日交通民集48巻5号1261頁。

10) 大阪地判平成24年5月30日交通民集45巻3号713頁。

11) 東京高判平成19年12月26日判タ1269号273頁、大阪高判平成2年1月17日判時1361号128頁、判タ721号227頁、大阪高判平成1年12月26日判タ725号210頁、金判839号18頁。

12) 東京地判平成17年10月17日判タ1241号214頁。

生命保険契約に付帯する災害死亡給付特約における免責事由たる「重過失」該当性と保険約款変更の黙示の合意(山下)

のが相当である」とするもの¹³⁾、等がある。

以上のとおり、下級審裁判例においても学説同様に見解が分かれており、一般民事法と同様に重過失概念を捉える立場を前提としながらも免責条項の立法趣旨から限定的に解釈する見解等様々である。また「ほとんど故意に近い」という表現を単なる比喩的な表現と捉えるか否かについても評価が分かれることになる¹⁴⁾。

(4) 本判決に類似する裁判例

被保険者が自宅屋上から転落し死亡した事故が、約款の免責事由にいう重大な過失に該当するかが争われた前掲・東京地判平成17年10月17日は、「本件免責条項における『重大な過失』とは、商法641条における『重大ナル過失』と同趣旨のものと解すべきであって、注意義務違反の程度が著しいものをいうと解すべきである。」として、以下の事実認定をした上で、免責を否定する。すなわち、被保険者である「Cはサンダル履きで、堅固で安定した足場のないまま、夜間に、高さ113センチメートルの本件フェンスに上るという危険な状態を自ら生じさせていることを考えると、Cの行為はやや慎重さを欠いたとの批判は免れないであろう。」としながらも「しかしながら、Cは、本件以前にもテレビの映りが悪く、テレビアンテナの方向を変えて調整したことがあったこと、本件事故現場は、Cの自宅の屋上であって、日常的にサンダル履きで行動していたものと推測されること、本件フェンス自体は破損等しておらず、ぐらつき等があったとも認められないこと、本件付近には、筒状の配管、テレビアンテナ等足を掛け、あるいは手で掴まる部分が他にもあったこと、階段室南側側面には照明が点灯していたこと、Cには運動機能の障害などは認められず、飲酒等をしていたことも認められないこと、また、本件事故当時雨が降っていたとは認められないことなどの事実を総合すれば、Cがテレビアンテナを調整し

13) 仙台地判平成5年5月11日判時1498号125頁。

14) 下級審裁判例の詳細な検討については、天野康弘「重過失免責の認定と分析」保険学雑誌622号141頁以下(2014年)参照。

ようとした行為は、事後的にみれば危険性を否定できないといえるものの、Cの自宅での日常生活の中では、わずかな注意を払えば当然本件転落事故を予見できるような極めて危険性の高い行為であったとまではいえず、注意義務違反の程度が著しかったとはいえないから、Cには、本件契約の免責事由である重過失があったとはいえないというべきである。」とする。

(5) 本判決の検討

本判決は、重過失の内容等については言及せずに、被保険者Aの転落状況や、管理人Bの証言、Y社の調査等を踏まえて、本件転落事故直後の状況及び本件転落前のAの作業状態について状況を説明した上で、Aが危険な作業等を行っていたとするY社の主張を否定する。また仮に「被告が主張するような態様でない作業であっても、本件圍繞部分から転落する危険性がないとはいえないが、当時のAの年齢や身体能力等を考慮しても、危険性が著しく高いとまではいえず、また、本件転落事故当時、Aが飲酒や薬物を摂取していた節もうかがわれないこと等諸般の事情を考慮すれば、本件転落事故の発生について、Aに重大な過失があるとまでは認められない。」として、前掲・東京地判平成17年10月17日と同様な判断基準に基づき、重過失免責の適用を否定する。

故意と重過失とは異なる概念と考えるべきである。そのため故意免責の立証困難性から重過失を見るべきではない。一般人を基準として著しく注意の欠如がある状態と考えた上で、保険者免責を認めることが社会通念から考えて妥当か否かという価値判断も踏まえて総合的に判断する必要があると考える。

Aが本件脚立の上に登り、吹き抜け部分に覆い被さりながら作業をしており、誤って転落をしたのであれば、Y社が主張するように危険の作業中の事故であり、一般人をしても転落のおそれも予見できると考えられ、重過失免責の適用もある得ると考えられる。

しかし、本件事実認定によれば、Aは本件脚立を利用していてもベランダの内側から作業を行っていたものと認定されており、この一連の

Aの動作を危険な作業と認定するには無理があると考えられる。重過失免責の主張立証責任はY社にあることから、本件においてAの重過失を認定すべき危険な行為や、Aの著しい注意欠如を示すべき事実が認定されていない以上、重過失免責は認められない。従って、私見は本判決の結論に賛成する。

3 変更約款の有効性

(1) 約款変更に関する判例・裁判例等

約款変更の効力そのものが争点とされたものではないが、最判平成13年3月27日民集55巻2号434頁は、一方当事者による変更後の約款が相手方に適用されることを認めることを前提として、約款の変更による新たなサービスによる料金支払の妥当性について検討を加えた。もっともこの判決の射程範囲は明白ではなく、学説においても、約款変更の要件について定説があった訳ではないと指摘されていた¹⁵⁾。

近時の裁判例も変更条項の有無にかかわらず、当事者の個別同意がなくとも、一定の要件を満たした場合には約款変更が認められるとした上で、改正民法の定めを参考として、契約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款を変更することがある旨の定めの有無等に照らして、合理的なものであるか否かを検討する必要があるものとするものがある¹⁶⁾。

15) 日本弁護士連合会編『実務解説改正債権法』370頁(弘文堂、2017年)、大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編『実務解説民法改正』253頁(民事法研究会、2017年)。

16) 東京高判平成30年11月28日(平30(ネ)2658号、契約締結差止等請求控訴事件)ウエストロー・ジャパン文献番号2018WLJPCA11286010。その他、預金契約締結後に取引約款に追加された暴力団排除条項に基づく契約解除の効力が問題とされた福岡高判平成28年10月4日金判1504号24頁は、「〔1〕本件各条項は、目的の正当性が認められ、その目的を達成するために反社会的勢力に属する預金契約者に対し解約を求めることにも合理性が認められるから、憲法14条1項、22条1項の趣旨や公序良俗に反するものということはできず、有効であって、〔2〕預金契約については、定型の取引約款によりその契約関係を規律する必要性が高く、必要に応じて合理的な範囲において変更されることも契約上当然に予定されているところ、本件各条項を既存の預金契約にも適用しなければ、そ

(2) 平成29年改正民法の規定

本件は平成29年改正民法(平成29年6月2日法律第44号)の適用が問題となる事案ではない。しかし、先述の裁判例にもあるように約款変更の合理性を検討する上で参考となることから紹介する。

平成29年改正民法548条の4第1項で定型約款の変更の実体的な要件として、その定型約款の変更が、①「相手方の一般の利益に適合するとき」、又は②「契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条項の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照られて合理的なものであるとき」のいずれかでなければならないとする。

「契約をした目的」とは、相手方の主観的な意図を意味するものではなく、契約の両当事者で共有された当該契約の目的を意味すると解されている¹⁷⁾。「合理的なもの」であるか否かの判断については、客観的にみて、当該変更が合理的であるといえるかが問題とされると解されている¹⁸⁾。合理的なものであるかを判断する際の考慮事情として、「変更の必要性」として、なぜ定型約款の変更を行う必要性が生じたかが考慮されることになっている。その具体例の1つとして、法令が変更されたことによってそれに対応する規定を追加する場合が挙げられている¹⁹⁾。また「変更後の内容の

の目的を達成することは困難であり、本件各条項が遡及適用されたとしても、そのことによる不利益は限定的で、かつ、預金者が暴力団等から脱退することによって不利益を回避できることなどを総合考慮すれば、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができると解するのが相当であり、[3] 本件各口座については、控訴人らが社会生活を送る上で不可欠な代替性のない生活口座であるといった事情は認められず、本件各条項に基づき控訴人らとの本件各預金契約を解約することが、信義則違反ないし権利の濫用に当たるとはいえない」として、追加条項の遡及適用を肯定する。

17) 筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答・民法(債権関係)改正』259頁(商事法務, 2018年)、村松秀樹=松尾博憲『定型約款の実務Q & A』128頁(商事法務, 2018年)。

18) 筒井=村松・前掲(注17)260頁、村松=松尾・前掲(注17)128頁。

19) 村松=松尾・前掲(注17)128頁。

生命保険契約に付帯する災害死亡給付特約における免責事由たる「重過失」該当性と保険約款変更の黙示の合意(山下)

相当性」とは、変更された条項の内容が、変更が必要となった事情と照らして適切な内容となっているか、過剰となっていないか等が考慮されることになることと解されている²⁰⁾。

次に同条2項で手続要件として、「その効力の発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他適切な方法により周知しなければならない。」とする。

そして、同条3項で同条1項2号の規定による定型約款の変更は、同条2項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない、とされている。

(3) 保険法施行前の約款と判例等の状況

損害保険契約に適用される約款において「当社は、保険契約者または被保険者が第17条（損害または傷害発生の場合の手続）の規定による手続をした日から30日以内に、保険金を支払います。ただし、当社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。」とする保険金支払いの履行期の条項に関して、最3小判平成9年3月25日民集51巻3号1565頁²¹⁾(以下「平成9年最判」という。)は、同条項の「ただし書の文言は極めて抽象的であつて、何をもって必要な調査というのかが条項上明らかでないのみならず、保険会社において必要な調査を終えるべき期間も明示的に限定されていない。加えて、保険会社において所定の猶予期間内に必要な調査を終えることができなかつた場合に、一方的に保険契約者等の側のみに保険金支払時期が延伸されることによる不利益を負担させ、他方保険会社の側は支払期限猶予の利益を得るとするならば、それは前判示の損害保険契約の趣旨、目的と相いれないところである。したがって、保険契約者等が調査を妨害した

20) 村松=松尾・前掲(注17)129頁。

21) 本件については、三村量一「判解」法曹時報51巻10号107頁(2009年)参照。

など特段の事情がある場合を除き、保険金支払時期の延伸について保険会社が全く責めを負わないという結果を直ちに是認すべき合理的理由を見いだすことはできない。以上を勘案すれば、同条ただし書は、これ自体では保険契約者等の法律上の権利義務の内容を定めた特約と解することはできず、保険会社において、所定の猶予期間内に調査を終えることができなかった場合にあっても、速やかにこれを終えて保険金を支払うべき旨の事務処理上の準則を明らかにしたものと解するほかはない。」と判示する。

生命保険契約に適用される約款での保険金支払いの履行期においても、同じ内容のただし書きの文言がおかれており、当該ただし書きの文言に関して、福岡高判平成16年7月13日判タ1166号216頁は、平成9年最判の趣旨は、生命保険の場合にも基本的に妥当するものといえることができる、とする。

平成9年最判及び前掲・福岡高判平成16年7月13日の立場に関しては、学説上批判的な見解も有力であった²²⁾。

(4) 保険法における保険給付の履行期

保険法においては、保険給付の履行期に関する明文の規定を設けた(保険法21条、52条、81条)。各条1項は、平成9年最判の基本的な考え方を法文化したものと解されている²³⁾。各条1項は民法412条1項2項の特則と位置付けられ、片面的強行規定とれている(保険法26条・53条・82条)。履行期に関する保険法の規定は、保険法施行前(保険法対応約款の対象以前)の既契約についても保険事故(保険給付事由)が保険法施行後に発生した場合にも適用されることから(保険法附則3条2項、4条2項、5条2項)、保険法対応約款の履行期に関する規定は、既契約にも適用されることとなる。

履行期の関する新約款の条項を、既契約に適用することは、既契約の保

22) 堀・前掲(注1)28頁、31頁、後藤元「判批」ジュリ1336号(2007年)126頁参照。

23) 萩本修編著『一問一答・保険法』80-81頁(商事法務、2009年)。

生命保険契約に付帯する災害死亡給付特約における免責事由たる「重過失」該当性と保険約款変更の黙示の合意(山下)

険契約者に対する不利益変更該当するとする見解がある²⁴⁾。すなわち、平成9年最判について、請求から30日を超える履行期の定めを一切否定したものと解釈である。この見解によれば、保険法の保険給付の履行期の規定は、平成9年最判を後退させたものと理解されることになる²⁵⁾。

しかし、立案担当者は、平成9年最判は、約款の定めのうち、調査を終えた後に保険金を支払うという但し書きの部分は、文言が極めて抽象的であることなどを理由に支払時期の約定と認めなかったため、結果的に30日以内に保険金を支払うという部分だけが履行期の定めと解釈されたに過ぎず、請求から30日を超える履行期を定めることを一切否定するものではないと解し、平成9年最判の趣旨に沿ったものであり、保険契約者側にとって後退させるものではない、と説明する²⁶⁾。

30日、又は5営業日を超えても確認・調査事項はあり得る。必要とされる内容に合理性があり、その期間についても相当性が認められるのであれば、その期間を約款で明確化することは、適切な保険金支払いを担保し、保険契約者等の一般的な利益に資するものであり、合理性を有するものと考えられる。

(5) 本判決の検討

本判決は、「Aが本件変更特約付加についての異議を述べず、保険料の支払を続けていることに加え、本件変更特約新設の目的、本件変更特約の内容からして、変更の必要性、相当性が認められること及び適切な方法により周知が図られていることからすれば、被告とAとの間には、本件変更特約により災害死亡保険金の支払期限を変更することについて、黙示の合意があったものと認める」とする。

本件においては、変更の効力発生日を定めた上で、保険契約者に本件変

24) 大阪弁護士会「既存の保険契約の履行期条項の変更に関する意見書(2010年(平成22年)4月30日)」1頁。

25) 大阪弁護士会・前掲意見書3頁。

26) 萩本・前掲(注23)81頁。

更特約の具体的説明を記載した書面を送付し Y 社のホームページ上にも文書掲載を行い、保険契約者に周知を行っている。平成 29 年改正民法 548 条の 4 第 2 項の手続要件を充足していることになる。

実質要件として、変更の必要性は、先述の保険法改正から認められる。相当性も、本判決が「本件変更特約は、本件約款では単に『事実の確認その他の事由のため特に時日を要する場合』となっていた要件について、事実確認のために必要となる調査事由及び調査先の対応ごとに、具体的に災害死亡保険金の支払期限を定めたものである。保険金の支払に際し、適切な調査の上、支払事由の有無の確認が必要とされるのは当然であるところ、調査事由及び調査先の対応ごとに具体的な支払期限を定め、明確化することは、契約者である A にとっても利益があるといえる。」と判示する通り、立案担当者の立場と同様に、最判平成 9 年を後退させたものと理解せずに、保険契約者の利益となるものとして相当性を認めている。

保険法において、約款等において保険給付の履行期に関する具体的な条項を設けている場合であっても、その履行期よりも相当な期間があると評価できる場合には、その相当な期間経過後の翌日から履行遅滞に陥るものとされている（保険法 21 条 1 項、52 条 1 項、81 条 1 項）。そして、当該規定は先述の通り、片面的強行規定とされている（同法 26 条、53 条、82 条）。この保険法における保険給付の履行期に関する規定に従って設けられた本件変更特約も保険法の適用を受け、本件変更特約で具体的に定められた期間とは別の相当な期間があると解釈された場合には、その相当な期間経過後から Y 社は遅延損害金の支払いを負うこととなり、その内容自体に、相当性は担保されていると考えられる。

以上より、本判決は、先述の改正民法の基準に照らしても妥当なものと評価できる²⁷⁾。

さらに、本判決は、保険契約者が異議を述べずに保険料を支払い続けて

27) 堀・前掲(注1)30頁。

いたことも考慮しつつ黙示の合意を認め、保険契約者側の事情も加味し評価している点も評価できるとする指摘がある²⁸⁾。確かに、本件事案において、本件変更特約の効力を肯定するためにより慎重な判断が必要だったと考えられる。しかし、先述の通り、個別の合意がなくとも一定の要件が充足できれば約款の変更が認められることは判例学説においても認められているところであり、本件ではその要件を充足していると考えられる。

次に、本判決は、「本件変更特約3条2項1号の保険金等の『支払事由に該当する事実の有無』の確認のため、同条3項1号の『医療機関または医師に対する照会のうち、書面の方法に限定される照会』が『不可欠』な場合に該当するから、支払期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日から起算して60日を経過する日となる。」とする。この点に関して、本件契約においては告知義務違反による契約解除は問題とならず、また自殺を疑う事由もないこと、本件変更特約3条2項1号ではなく、本件変更特約2条2項に定める45日と考えるのが妥当であったのではないかとする指摘がなされている²⁹⁾。

Aの既往症などの内因的要因が影響し本件転落事故が発生したという疑いをY社が持ち医療機関への照会を行っていたという点は本件事実関係からは判断できない。Aの重過失の有無を確認することが主な調査内容となるのであれば、既に指摘があるとおりの、本件変更特約2条2項の適用とすることが穏当だったのではないかと考えられる。

以上の検討より、本判決の重過失免責を否定した結論及び本件変更特約の有効性を認める結論には賛成する。しかし、支払期限に関して、本件変更特約3条2項1号の適用を認めた点には疑問がある。

28) 堀・前掲(注1)30頁。

29) 堀・前掲(注1)30頁。